

運転経歴証明書の保有者に
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

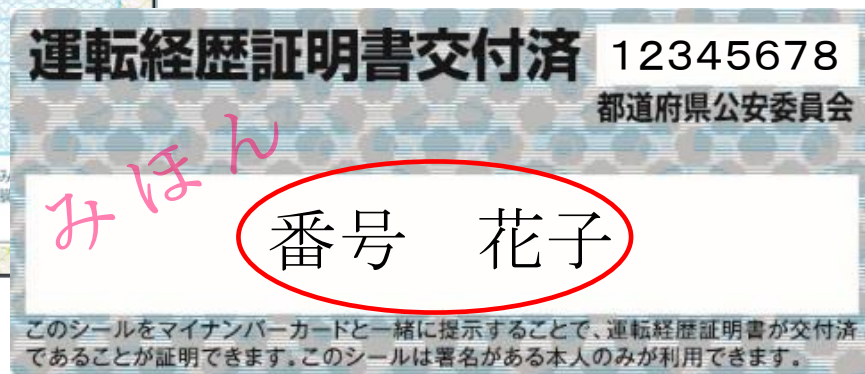
- ★ 運転経歴証明書の保有者は、「**運転経歴証明書交付済シール**」を**マイナンバーカードと一緒に提示すれば**、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できる**ようになりました。
- ★ バスやタクシーに乗車する際などに、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示した方**については、運転経歴証明書を提示しなくても、**割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。**

シールの見方

- 1 シールには、保有者の氏名が記入されています。
- 2 シールの保有者が、割引等のサービスを受けようとする際、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示します。**
シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。
- 3 **シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認**のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーカード



シールはマイナンバーカード
と一緒に提示されます

シールを活用したマイナンバーカードの普及促進にご協力下さい！

愛媛県警察本部 交通部 運転免許課

お問合せ先：安全運転支援係（電話番号：089-934-0110内線727-355）